

避難確保計画作成要領・手順書

令和4年8月

愛知県豊明市

※本要領は国土交通省が掲載している「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引き（令和4年3月）」を基準として作成しています。

※避難確保計画作成様式については、同じく国土交通省が掲載している作成様式を、豊明市の基準に基づき一部編集したものを使用しています。

【目次】

1. はじめに	p 2
2. 避難確保計画の基本構成	p 2
3. 避難確保計画の作成	p 3～ 5
4. 避難確保計画作成手順	p 5～14
－ 1. 対象となる災害の確認	p 5
－ 2. 作成する様式の選択	p 5
－ 3. 対象となる災害の選択	p 6
－ 4. 表紙の作成	p 6
－ 5. 目次の作成	p 7
－ 6. 様式1（基本的な事項）の作成	p 7～ 9
－ 7. 様式2（防災体制に関する事項）の作成	p 9
－ 8. 様式3（情報収集・伝達）の作成	p 10
－ 9. 様式4（避難誘導に関する事項）の作成	p 10～11
－ 10. 様式5（避難に必要な設備、装備品や備蓄品の整備）の作成	p 11～12
－ 11. 様式6（防災教育及び訓練の実施に関する事項）の作成	p 12
－ 12. 様式7（自衛水防組織の業務に関する事項）の作成	p 12～13
－ 13. 様式8～12（各種連絡先、連絡網、防災体制一覧）の作成	p 13
－ 14. 別添、別表1および2の作成	p 13
－ 15. 別紙1（避難先までの避難経路図）の作成	p 14
－ 16. 別紙2（施設建物内の避難経路図）の作成	p 14
－ 17. 別紙3（タイムライン）の作成	p 14
5. 避難訓練の実施について	p 15
6. 避難確保計画の提出	p 16
7. 避難訓練実施結果報告の提出	p 16

1. はじめに

高齢者施設等の要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため、平成29年に水防法と土砂災害防止法が改正されました。これにより市町村地域防災計画に位置付けられた浸水想定区域又は土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設は、避難確保計画の作成および市町村への報告、避難訓練の実施が義務付けられ、さらに、令和3年の改正により、市町村への訓練結果の報告が義務付けられました。

令和2年度から3年度にかけて、愛知県が浸水想定区域図を見直したことから、豊明市では令和4年3月に水害・土砂災害ハザードマップの改訂を行い、浸水想定区域の拡大等とともない、対象となる要配慮者利用施設の見直しを行いました。

対象となる施設については、以下のとおり避難確保計画の作成および豊明市への提出、避難訓練の実施をお願いします。

(※本要領において以下参照として「活用の手引き」と記載がありますが、国土交通省が掲載している「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引き(令和4年3月)」を指します。市ホームページにも本手引きを掲載しています。)

2. 避難確保計画の基本構成

避難確保計画には「防災体制に関する事項」「避難誘導に関する事項」「避難確保を図るための施設の整備に関する事項」「防災教育及び訓練の実施に関する事項」「自衛水防組織の業務に関する事項」について定める必要があります。このうち「自衛水防組織の業務に関する事項」については、水防法にて努力義務とされている自衛水防組織を設置した場合のみ定める必要があります。具体的な構成例は以下のとおりです。

○基本的な事項		○避難の確保を図るための施設の整備に関する事項	
(1)計画の目的	様式1	(1)避難に必要な設備とその確保	様式5
(2)施設の概要	様式1	(2)避難に必要な装備品や備蓄品とその確保	様式5
(3)施設が有する災害リスク	様式1	○防災教育及び訓練の実施に関する事項	
○防災体制に関する事項		(1)避難確保計画の周知	様式6
(1)防災体制の種類とその確立基準	様式2	(2)防災教育の実施	様式6
(2)事前休業の有無と実施基準	様式2	(3)避難訓練の実施	様式6
(3)防災体制確立時の組織構成と役割分担	様式2	(4)避難訓練結果の振り返りと計画の見直し	様式6
(4)防災体制確立時の要員配置	様式2	(5)市町村への避難訓練結果の報告	様式6
(5)情報収集と情報伝達	様式3	○自衛水防組織の業務に関する事項(任意)	
○避難誘導に関する事項		・水防管理者その他関係者との連絡調整、	様式7
(1)避難先の考え方	様式4	自衛水防組織が行う業務に関する活動要領	別添
(2)避難先	様式4	・自衛水防組織の構成員に対する教育及び	
(3)避難経路	別紙1.2	訓練	
(4)避難方法	様式4	・その他必要な事項	
(5)避難に要する時間と避難開始基準	様式4		
(6)緊急安全確保の方法	様式4		

3. 避難確保計画の作成

国土交通省の様式に準じた、豊明市の避難確保計画作成様式を市ホームページに掲載しています。施設の種類、災害区分に応じた様式をダウンロードして使用してください。

《既存の計画に追記して避難確保計画を作成する場合》

避難確保計画は、消防法に基づいて各施設に作成が求められている「消防計画」や社会福祉施設に作成が求められている「非常災害対策計画」、学校に作成が求められている「危機管理マニュアル」の中に、避難確保計画に定める事項を加えることで、これらの計画と一体的に作成することができます。

(参考：高齢者施設・事業所における避難の実効性を高めるために―非常災害対策計画作成・見直しのための手引き―、学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン)

□ 「非常災害対策計画」、「消防計画」に追記する場合

避難確保計画	非常災害対策計画	消防計画
<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>計画の目的 ※1</u> ○ 施設の概要 ○ 施設が有する災害リスク ○ <u>防災体制 ※2</u> ○ <u>情報収集・伝達 ※3</u> ○ <u>避難誘導 ※4</u> ○ <u>避難に必要な設備の整備 ※5</u> ○ <u>避難に必要な装備品や備蓄品の整備 ※6</u> ○ <u>防災教育及び訓練の実施に関する事項 ※7</u> ○ <u>自衛水防組織の業務に関する事項(自衛水防組織を設置する場合に限る。) ※8</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設等の立地条件 ○ 災害に関する情報の入手方法 ○ 災害時の連絡先及び通信手段の確認 ○ 避難を開始する時期、判断基準 ○ 避難場所 ○ 避難経路 ○ 避難方法 ○ 災害時の人員体制、指揮系統 ○ 関係機関との連絡体制 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自衛消防の組織に関すること ○ 防火対象物についての火災予防上の自主検査に関すること ○ 避難通路、避難口、安全区画、防煙区画その他の避難施設の維持管理及びその案内に関すること ○ 消火、通報及び避難の訓練その他防火管理上必要な訓練の定期的な実施に関すること ○ 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること ○ 防火管理についての消防機関との連絡に関すること

○非常災害対策計画と比較した場合

下線部分の※5～7は避難確保計画にのみ記載が求められるものであるため、非常災害対策計画に同下線部の項目を加えることで、避難確保計画を作成したとみなすことが可能。

* 自衛水防組織を設置する場合は、※8も追記が必要。

○消防計画と比較した場合

下線部分の※1～7の項目を消防計画に加えることで、避難確保計画を作成したとみなすことが可能。

* 同じく自衛水防組織を設置する場合は、※8も追記が必要。

(引用：高齢者施設・事業所における避難の実効性を高めるために―非常災害対策計画作成・見直しのための手引き―)

□学校の「危機管理マニュアル」に追記する場合

避難確保計画に記載すべき事項と、学校の危機管理マニュアルに記載する事項との関係は、概ね下表のように整理できます。危機管理マニュアルで既に定めている事項は、避難確保計画として別途定める必要はないため、危機管理マニュアルに不足する内容を「避難計画」として追記することが可能です。

避難確保計画		危機管理マニュアル
計画の目的	・避難確保計画の目的 ・根拠となる関連法	○マニュアル全体の目的 ○マニュアルの根拠法
施設の概要	・避難確保計画の対象となる施設の利用者等の範囲・人数 ・避難確保計画の作成・修正時の市町村長への報告 ・計画の見直し	○学校の現状(児童生徒数、教職員の人数) ▲避難確保計画の作成・修正時の市町村長への報告 ○マニュアルの見直し・改善
施設が有する災害リスク	・想定されている災害の種別など	—
防災体制	・防災体制の基準(参集基準等)、体制 ・事前休業の判断	○教職員の非常参集基準・体制 ○警戒本部、対策本部の基準・体制 ○事前の臨時休業の判断
情報収集・伝達	・収集する情報の種類、収集手段 ・施設内関係者、施設利用者への情報伝達手段	○情報収集の内容、収集手段 ○教職員間、保護者等への情報伝達手段
避難誘導	・避難先、移動距離及び移動方法 ・避難経路	▲避難先、移動距離及び移動方法 ▲避難経路
避難に必要な設備の整備	・避難に必要な設備	○備品・備蓄品一覧(内、避難に関連する資機材等)
避難に必要な装備品や備蓄品の整備	・避難誘導等に用いる資機材等の一覧	
防災教育及び訓練の実施に関する事項	・定期的な研修、訓練の実施 ・実施予定時期	○教職員の研修、訓練 ○児童生徒等への安全教育 ○学校安全計画
(利用者緊急連絡先一覧表)	・施設利用者の緊急連絡先一覧	○児童生徒等(保護者)の緊急連絡先一覧
(緊急連絡網)	・施設職員の緊急連絡網	○教職員の緊急連絡網
(外部機関等の緊急連絡先一覧)	・市町村担当部局、警察、消防等の連絡先一覧	○関係機関連絡先一覧
(対応別避難誘導一覧表)	・避難支援が必要な利用者等の個別対応内容、移動手段、担当者	○児童生徒等名簿(点呼用) ▲要支援児童生徒等個別避難計画
(防災体制一覧表)	・防災体制図	○警戒本部、対策本部の体制
避難先まで、施設建物内の避難経路図	・施設周辺等の避難経路図	▲避難経路図

▲印の事項を「避難計画」として危機管理マニュアルに追記することで、避難確保計画を作成したとみなすことが可能。

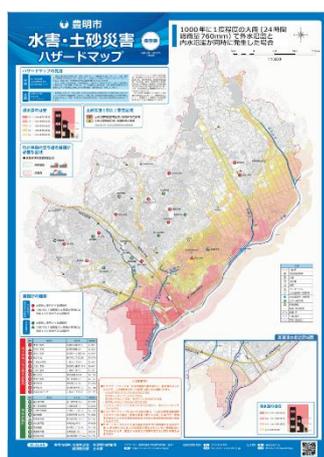
※避難確保計画にて（）の項目は市町村長への報告が不要な事項。

(引用:学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン ー解説編 p46)

4. 避難確保計画作成手順（市ホームページの Excel 様式を使用した場合）

【1. 対象となる災害の確認】

対象となる災害が、水害であるのか土砂災害であるのかを「豊明市水害・土砂災害ハザードマップ（令和4年3月改訂）」で確認します。※豊明市ホームページでご確認いただけます。



←豊明市水害・土砂災害ハザードマップ

以下の区域図が確認できます。

- ①水防法に規定された洪水浸水想定区域図
- ②愛知県が公表している浸水予想図
- ③豊明市が作成した準用、普通河川の浸水想定区域図
- ④豊明市が作成した内水浸水想定区域図
- ⑤水防法に規定された高潮浸水想定区域図
- ⑥家屋倒壊等氾濫想定区域
- ⑦土砂災害（特別）警戒区域

①～④については
重ねて表示



「市ハザードマップにおける
浸水想定区域」

【2. 作成する様式の選択】

避難確保計画作成様式として、以下の様式と記載例を市ホームページに掲載しています。

- ① 社会福祉施設（水害）
- ② 社会福祉施設（土砂災害）
- ③ 学校（水害）
- ④ 医療施設（水害）

施設、災害の種類に応じて適切な様式を使用してください。

※現在豊明市で土砂災害に該当する施設は社会福祉施設のみのため、学校、医療施設については土砂災害の様式を省略しています。

【3. 対象となる災害の選択】

Excel 様式の「災害対策選択シート」にて、対象となる災害を選択します。

・対象となる災害を選んでください。
・自衛水防組織の有無を選んでください。

入力項目	入力セル	
(対象災害)		
洪水・雨水出水	(2) <input type="radio"/>	○：対象、×：対象外
雨水出水	<input type="checkbox"/>	○：対象、×：対象外
高潮	<input type="checkbox"/>	○：対象、×：対象外
津波	<input type="checkbox"/>	○：対象、×：対象外
土砂災害	<input type="checkbox"/>	○：対象、×：対象外
(自衛水防組織)		
自衛水防組織	(3) <input type="radio"/>	○：有り、×：無し

(1) 対象災害選択シート 作業シート

＜例：対象災害「水害」の場合＞

- (1) 対象災害選択シートを開きます。
- (2) 洪水・雨水出水で○を選択します。
- (3) 自営水防組織を設置する場合は○を選択してください。

(参考) 自営水防組織について

(洪水、雨水出水、高潮が対象の場合)

→要配慮者利用施設には、自衛水防組織設置の努力義務が課せられています。

(津波、土砂災害が対象となる場合)

→自衛水防組織の設置義務はありません。

本要領では、様式2（後述）の防災体制を自衛水防組織とみなすため、**水害の場合は「○」を基本**としています。**土砂災害の場合、設置義務は無いため、「×」を基本**としています。

【4. 表紙の作成】

Excel 様式の「作業シート」にて、桃色の空欄箇所に必要な事項を入力していきます。

対象災害：水害（洪水・雨水出水）

1 ページ

【施設名： 】

年 月作成

対象災害選択シート 作業シート

作業シートを開き、施設名、作成年月を入力します。

※対象災害は「対象災害選択シート」で選んだ内容が自動反映されます。

【5. 目次の作成】

自衛水防組織を「設置する場合」、「設置しない場合」で必要様式が異なるため、どちらかの表を記載例からコピーして貼り付けます。

※「3. 対象となる災害の選択」でも記載のとおり、本要領では様式2（後述）の防災体制を自衛水防組織とみなすため、水害の場合は「設置する」、土砂災害の場合設置義務は無いため、「設置しない」を基本として様式の目次を設定しています。

自衛水防組織を設置する場合				自衛水防組織を設置しない場合			
項目	様式等	ページ		項目	様式等	ページ	
1 計画の目的	様式1	1		1 計画の目的	様式1	1	
2 施設の概要	様式1	1		2 施設の概要	様式1	1	
3 施設が有する災害リスク	様式1	1		3 施設が有する災害リスク	様式1	1	
4 防災体制	様式2	2~6		4 防災体制	様式2	2~6	
5 情報収集・伝達	様式3	7		5 情報収集・伝達	様式3	7	
6 避難誘導	様式4	8		6 避難誘導	様式4	8	
7 避難に必要な設備の整備	様式5	9		7 避難に必要な設備の整備	様式5	9	
8 避難に必要な装備品や備蓄品の整備	様式5	9		8 避難に必要な装備品や備蓄品の整備	様式5	9	
9 防災教育及び訓練の実施に関する事項	様式6	10		9 防災教育及び訓練の実施に関する事項	様式6	10	
10 自衛水防組織の業務に関する事項	様式7	11		11 利用者緊急連絡先一覧表	様式8	12	
11 利用者緊急連絡先一覧表	様式8	12		12 緊急連絡網	様式9	13	
12 緊急連絡網	様式9	13		13 外部機関等の緊急連絡先一覧表	様式10	13	
13 外部機関等の緊急連絡先一覧表	様式10	13		14 対応別避難誘導一覧表	様式11	14	
14 対応別避難誘導一覧表	様式11	14		15 防災体制一覧表	様式12	15	
15 防災体制一覧表	様式12	16		- 避難先までの避難経路図	別紙1	18	
- 自衛水防組織活動要領	別添	17		- 施設建物内の避難経路図	別紙2	19	
- 自衛水防組織の編成と任務	別表1	17		- タイムライン	別紙3	20	
- 自衛水防組織装備品リスト	別表2	18					
- 施設建物内の避難経路図	別紙1	19					
- 施設建物内の避難経路図	別紙2	20					
- タイムライン	別紙3						

市町村長への提出は不要

市町村長への提出は不要

青色に塗られた書類を豊明市に提出していただく必要があります。

緊急連絡先一覧などは個人情報を含むため、提出は不要です。

【6. 様式1（基本的な事項）の作成】

様式 1

1 計画の目的
この計画は、本施設の利用者の洪水・雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。
また、作成した避難確保計画に基づいて、安全な避難行動を確実に行うことができるよう、防災教育や訓練を行い、施設の職員や利用者に対して、洪水・雨水出水に関する知識を深めるとともに、訓練等を通して課題等を抽出し、必要に応じてこの計画を見直ししていくものとする。
関連法：水防法

2 施設の概要

利用形態	通所	入所	建物の階数	階
------	----	----	-------	---

※利用形態を記載
※入所には、長期・短期が分かるように記載
※建物の階数を記載

施設の人数

時間	平日				休日			
	利用者		施設職員		利用者		施設職員	
昼間	約	名	約	名	約	名	約	名
夜間	約	名	約	名	約	名	約	名

※利用者数は最大の利用者数を記載(およそその利用者数でもよい)
※昼間は通所部門と入所部門の合計人数を記載
※夜間は入所部門の人数を記載

○計画の目的
「対象災害選択シート」で選んだ災害種類に応じて自動で反映されます。

○施設の概要
桃色の空欄に入力してください。

○施設が有する災害リスクについて

<水害の場合>

- ① 市ハザードマップにおける浸水想定区域（洪水・雨水出水）
- ② 洪水浸水想定区域（浸水予想図の範囲を含む）
- ③ ②に該当する場合、家屋倒壊等氾濫想定区域
- ④ 高潮浸水想定区域

それぞれについて、該当の有無を記載します。該当の有無については、市ハザードマップのほか、愛知県統合型地理情報システム「マップあいち」にてご確認ください。

※対象の施設については、個別にお渡ししている「対象施設一覧」に各区域の該当有無の結果をまとめて記載しています。

※本要領における洪水浸水想定区域は、水防法に基づき愛知県が公表した想定最大規模降雨における「洪水浸水想定区域図」および水防法で定める洪水浸水想定区域図の指定区間外や支川からの氾濫も考慮した「浸水予想図」をもとにした区域を指します。

※市ハザードマップにおける浸水想定区域とは、【1. 対象となる災害の確認】で記載した①～④の区域を重ねた区域を指し、浸水深0.5m以上を対象とします。

3 施設が有する災害リスク

施設において想定されている災害の種別や災害の大きさ等を記載しましょう。

水害(洪水・雨水出水、高潮)

市ハザードマップにおける浸水想定区域(洪水・雨水出水)	<input checked="" type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 該当なし
洪水浸水想定区域(洪水)	<input checked="" type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 該当なし
家屋倒壊等氾濫想定区域の該当	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 該当なし
高潮浸水想定区域(高潮)	<input type="checkbox"/> 該当	<input checked="" type="checkbox"/> 該当なし

市ハザードマップにおける最大浸水深(洪水・雨水出水)	
----------------------------	--

全施設（土砂災害を除く）が該当します。

全施設「該当なし」となります、

最大浸水深については、施設選定基準としている「市ハザードマップ」における浸水深を記載します。
※対象施設一覧に記載しています。

施設により該当の有無が異なります。
(家屋倒壊等氾濫想定区域)
→市ハザードマップでご確認いただけます。
※いずれも対象施設一覧に結果をまとめています。

<土砂災害の場合>

土砂災害

土砂災害特別警戒区域	<input type="checkbox"/> 該当なし	<input checked="" type="checkbox"/> 該当(以下の該当する分類に <input checked="" type="checkbox"/>)
土砂災害警戒区域		<input checked="" type="checkbox"/> がけ崩れ(急傾斜地の崩壊)
		<input type="checkbox"/> 土石流
		<input type="checkbox"/> 地すべり(地滑り)

土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域について、該当の有無にチェックを入れます。
 ※土砂災害の分類について、豊明市内で指定があるのは、がけ崩れ（急傾斜地の崩落）のみです。該当施設については現在1か所のみとなります。

【7. 様式2（防災体制に関する事項）の作成】

参照)活用の手引き 第3章(p18~26)

4 防災体制

【防災体制確立時の組織構成と役割分担】

レベル	総務指揮者 ※全体を指揮		情報連絡班 ※情報収集や伝達		避難誘導班 ※利用者の避難支援		装備品等準備班 ※政府や委託業者の点検・点検	
	責任者	人数	責任者	人数	責任者	人数	責任者	人数
警戒レベル1 災害への心構えを高める段階	・状況把握、指揮	1名	・気象情報等収集	1名	・(避難誘導体制の確認)	10名	・(避難ルートの確認)	1名
警戒レベル2 注意喚起	・体制確立の判断 ・事前休業の判断	1名	・施設職員への情報伝達	1名	・避難誘導体制の確認	10名	・(避難ルートの確認)	1名
警戒レベル3 警戒段階	・状況把握、指揮	1名	・気象情報、水位情報、避難情報等の収集	1名	・避難誘導開始	15名	・要配慮者等の装備品の整備	2名
警戒レベル4 非常段階	・状況把握、指揮	1名	・気象情報、水位情報、避難情報等の収集	1名	・避難誘導開始	15名	・要配慮者等の装備品の整備	2名
警戒レベル5 緊急段階	・状況把握、指揮	1名	・気象情報、水位情報、避難情報等の収集	1名	・避難誘導開始	15名	・要配慮者等の装備品の整備	2名

● 事前休業の判断について

事前休業の判断基準となる防災気象情報等

※開業時間と利用者の通所にかかる時間も考慮して、休業の判断をする。

防災気象情報や避難情報等に基づいて、段階的にどのような体制を確立するの
 かを記載します。

施設の体制を機能的に組織し、役割分
 担を適切に定めておく必要があります。
 防災体制を確立した際の組織構成（班
 編成）と役割分担を記載します。

モデルケースの内容があらかじめ入力されてい
 ます。**必要に応じて加除**してください。
 ※人数等の都合でいくつかの班を兼ねる場合
 は、表を削除せず、同じ責任者等を記載して
 ください。
 例) 情報連絡班と避難誘導班が同じメンバー
 →各班の表に同じ責任者、人数を記載。

通所型や通院型等の施設の場合、避難
 情報や防災気象情報等を参考にして事前休業の措置をとることが、施設利用者の安全確保に
 繋がります。事前休業の有無と事前休業する際の実施基準を記載します。

【8. 様式3（情報収集・伝達）の作成】

参照)活用の手引き 第3章(p27~28)

5 情報収集・伝達

(1) 情報収集
 収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

	収集すべき情報	入手先
共通の 情報	【防災気象情報(気象庁)】	・テレビ、ラジオ、気象庁HP
	【早期注意情報(警戒級の可能性)】	・防災アプリ、市町村のメール通知サービス等
	【避難情報(市町村)】	・テレビ、ラジオ
	【警戒レベル3 高齢者等避難】	・市町村のHP
	【警戒レベル4 避難指示】	・市町村のメール通知サービス
洪水	【警戒レベル5 緊急安全確保】	・緊急速報メール 等
	【避難所の開設状況(市町村)】	・テレビ、ラジオ
	指定緊急避難場所や 福祉避難所の開設状況	・市町村のHP
	道路の通行止め情報	・市町村へ電話問い合わせ 等
	【洪水注意報、洪水警報】	・日本道路交通情報センターのHP 等
雨水 出水	【大雨注意報、大雨警報、大雨特別警報】	・洪水注意報、洪水警報、大雨特別警報
	【ききく(大雨・洪水警報の危険度分布)】	・テレビ、ラジオ、気象庁HP
	【洪水予報】	・気象庁HP
	【氾濫注意情報、氾濫警戒情報】	・川の防災情報のHP
	【氾濫危険情報、氾濫発生情報】	・川の防災情報のHP
雨水 出水	【大雨注意報、大雨警報、大雨特別警報】	・テレビ、ラジオ、気象庁HP
	【雨水出水氾濫危険情報】	・都道府県・市町村のHP
雨水 出水	【水位周知下水道において発表される情報】	・市町村のメール通知サービス 等

防災体制のレベルごとに、時系列的にどの
 ような手段でどのような情報を収集する
 のか、また、どのタイミングで誰に何を伝
 達するのかを整理して記載します。

主な情報の入手先があらかじめ入力されてい
 ます。**必要に応じて加除**してください（ラジオ
 が無いのであれば削除するなど）。

② 情報伝達				情報伝達の流れ	
警戒レベル	対象情報	主な入手先	伝達内容	発信者	情報伝達先
警戒レベル1	早期注意情報 (気象庁等)	インターネット	大雨の警戒級の可能性が高いが発表されませんでした。出撃への準備を進める段階です。	情報連絡班	施設職員
	事前休業のお知らせ	電話指導者の手配を確認	〇〇日は、大雨が予想されていますので、施設を休業させていただきます。	情報連絡班	施設利用者の家族
警戒レベル2	職員への招集連絡	電話指導者の手配を確認	大雨注意情報が発表されたため、施設に参集してください。	情報連絡班	施設職員
	洪水注意情報 (気象庁等)	インターネット	洪水注意情報が発表されました。	情報連絡班	施設職員
	避難注意情報 (1)川の防災情報	インターネット	〇〇川に避難注意情報が発表されました。注意体制をとる段階です。	情報連絡班	施設職員
警戒レベル3	大雨注意情報 (気象庁等)	インターネット	大雨注意情報が発表されました。注意体制をとる段階です。	情報連絡班	施設職員
	高齢者等避難	メール、テレビ、同報無線	高齢者等避難が発令されました。	情報連絡班	施設職員
	避難開始の連絡	避難経路の確認	〇〇では、〇〇時〇〇分に避難を開始しました。	情報連絡班	避難支援協力者 県庁防災対策担当課
	洪水情報 (気象庁等)	インターネット	洪水情報が発表されました。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
警戒レベル4	避難警戒情報 (1)川の防災情報	インターネット	〇〇川に避難警戒情報が発表されました。警戒体制をとる段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	大雨警戒	インターネット	大雨警戒が発令されました。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	避難指示	メール、テレビ、同報無線	避難指示が発令されました。	情報連絡班	施設職員 県庁防災対策担当課
	避難完了の連絡	避難経路の確認	〇〇では、〇〇時〇〇分に避難を完了しました。	情報連絡班	施設職員 県庁防災対策担当課
警戒レベル4	避難危険情報 (1)川の防災情報	インターネット	〇〇川に避難危険情報が発表されました。非常体制をとる段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	土砂災害警戒情報 (気象庁等)	インターネット	土砂災害警戒情報が発表されました。非常体制をとる段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者

対象情報の主な入手先、伝達内容等があらかじめ入力されています。必要に応じて加除してください。
 ※警戒レベル3「高齢者等避難」、警戒レベル4「避難指示」については市が発令します。
 ※避難の開始・完了については市役所防災防犯対策課へ連絡が必要になります。

【9. 様式4（避難誘導に関する事項）の作成】

参照)活用の手引き 第4章(p29~34)

6 避難誘導
(1)避難先、移動距離及び避難方法

様式4

洪水・雨水出水	避難先名称	移動距離	避難方法			避難に要する時間	避難開始基準
			徒歩	車両	その他機材		
系列施設や他の同規模施設		m	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	台		
避難所		m	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	台		
近隣の安全な場所		m	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	台		
屋内安全確保		m					

立退き避難、屋内安全確保などの避難方法、避難場所などについて、桃色の空欄に記入します。

※指定緊急避難場所については、対象施設一覧に記載しています。

○立退き避難、屋内安全確保について

立退き避難	浸水想定区域等の災害リスクのある区域等に所在する施設を離れ、浸水想定区域外の避難先に避難すること。避難行動の基本となります。
屋内安全確保	浸水想定区域等の災害リスクのある区域等に所在する施設であっても、浸水深より高い階に移動することによって、施設利用者の安全を確保することが可能な場合があります。こうした施設において、施設内に留まって避難することを「屋内安全確保」といいます。

(参考) 避難先選定の考え方

土砂災害については、家屋等の建物の倒壊など、甚大な被害を引き起こすことも多く、加えて地形そのものが変化する場合があるため、立退き避難を選択するのが基本となります。



【10. 様式5 (避難に必要な設備、装備品や備蓄品の整備) の作成】

参照) 活用の手引き 第5章(p35~36)

7 避難に必要な設備の整備

木

避難誘導の際に使用する設備等については、下表に示すとおりである。これらの設備等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難に必要な設備等			
分類	設備等	数量	設置場所、保存場所
通常の設備	エレベーター		
	上下階の移動のできる大型スロープの設置		
	車椅子		
	その他()		
緊急時の設備	停電対策としての非常用電源の設置		
	土のう		
	止水板		
	階段昇降機の設置		
	その他()		

8 避難に必要な装備品や備蓄品の整備

避難に必要な装備品や備蓄品等の例については、下表に示すとおりである。これらの装備品や備蓄品等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難に必要な装備品や備蓄品等			
分類	装備品や備蓄品等	数量	設置場所、保存場所
情報収集・伝達	テレビやラジオ		
	インターネットに接続したパソコンやタブレット端末		
	電話やファックス		
	携帯電話やスマートフォン		
	電池や非常用電源		
避難誘導	名簿(施設利用者)		
	案内旗		
	ピブス		
	懐中電灯		
	ハンドマイク		
	雨具		
	ライフジャケットやヘルメット		
	避難ルートを示したマップ		
	救急用品		
移動用の車両			

各設備、備品等について、数量・設置場所等を記載します。

該当無い設備等の場合は空欄で構いません。

【1 1. 様式6（防災教育及び訓練の実施に関する事項）の作成】

参照)活用の手引き 第6章(p37～39)

防災教育及び訓練の年間計画について、各項目の実施予定時期について記入します。

水防法や土砂災害防止法により、原則年1回以上の避難訓練の実施が義務付けられています。

また、避難訓練の結果については市に報告する必要があります。(※実施方法については後述)

防災教育及び訓練の実施に関する事項		実施予定時期
防災教育及び訓練の年間計画 避難確保計画の作成＝防災体制の確立		
避難確保計画の周知	○施設職員、施設利用者や施設利用者の家族、避難支援協力者に電子データなどで避難確保計画を共有し、周知する	
施設職員、避難支援協力者への防災教育	○水害・土砂災害の危険性や避難場所の確認 ○過去の被災経験や災害に対する知恵の伝承 等	
利用者、施設利用者の家族への防災教育	○水害・土砂災害の危険性や避難場所の確認 ○緊急時の対応等に関する保護者・家族等への説明 等	

左の列の項目に対し、実施予定時期を記載します。
 ※基本的に出水期（6月～）前に訓練を行うことが望ましいため、記載例では5月に訓練を行う計画で年間予定が組まれています。

【1 2. 様式7（自衛水防組織の業務に関する事項）の作成】

水防法において努力義務とされている自衛水防組織を設置した場合は、本様式を作成します。

※本要領では様式2の防災体制を自衛水防組織とみなすため、水害の場合は「設置する」、土砂災害の場合設置義務は無いため、「設置しない」を基本として記載しています。

10 自衛水防組織の業務に関する事項

- (1)「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。
- (2)自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
 ①毎年 〇月〇日に新たに自衛水防組織を設置した施設職員を対象として研修を実施する。
 ②毎年 〇月〇日に行う全施設職員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- (3)自衛水防組織の報告
 自衛水防組織を組織または変更をしたときは、遅滞なく、当該事項を市町村長へ報告する。

「自衛水防組織活動要領」⇒別添

様式6の実施予定時期と合うように記載してください。

【13. 様式8～12（各種連絡先、連絡網、防災体制一覧）の作成】

提出不要

既存の名簿等がある場合は、それを用いても構いません。

※いずれも市への提出は不要です。

▼様式12（防災体制一覧表）

様式2で記載した防災体制について、担当者名等を記載します。

15 防災体制一覧表

統括指揮者（ ）（代行者 ）

情報連絡班	役割		担当者名
	責任者		
	心構え	・気象情報等収集	
	心構え	・施設職員への情報伝達	
	注意	・気象情報、水位情報、避難情報、避難先情報等の収集	
	注意	・施設職員や避難支援協力者へ連絡	
	警戒	・気象情報、水位情報、避難情報等の収集	
	警戒	・利用者家族等への連絡	
	非常	・市町村等への連絡	
			人数()名

【14. 別添、別表1および2の作成】

前述のとおり、水害の場合添付、土砂災害の場合は不要です。

統括管理者() (代行者)

	担当者	役割
総括・情報班	班長()	<input type="checkbox"/> 状況の把握 <input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による情報伝達 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡
	班員()名	
避難誘導班	班長()	<input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認
	班員()名	

様式2（防災体制）および様式12（防災体制一覧表）の内容に基づき記載してください。

【15. 別紙1（避難先までの避難経路図）の作成】

【避難先までの避難経路図】

	立退き避難					
	避難先1	避難に要する時間	避難先2	避難に要する時間	避難先3	避難に要する時間
洪水・雨水出水						

【9. 様式4（避難誘導に関する事項）の作成】で入力した内容が自動反映されます。

以下の枠に、施設の位置、避難先の位置、避難方法（徒歩、自動車等）、避難に要する時間等を含めて経路図を図示します。

【16. 別紙2（施設建物内の避難経路図）の作成】

別紙2

【施設建物内の避難経路図】

	屋内安全確保	避難に要する時間
洪水・雨水出水		

【9. 様式4（避難誘導に関する事項）の作成】で入力した内容が自動反映されます。

以下の枠に、施設建物内の避難経路図を記載します。
※土砂災害については、立退き避難が基本となるため、基本的に本別紙の作成は不要となります。

【17. 別紙3（タイムライン）の作成】

提出不要

参照)活用の手引き 第10章(p62~64)

タイムラインは、情報収集や情報伝達、体制確立、装備品等の準備、避難誘導の実施などの防災行動を時系列で考え表形式等により事前に整理しておくものです。タイムラインを作成することは、施設職員や施設利用者、地域住民等の避難支援協力者が、自身がとる避難支援行動を時系列的に把握し理解するための一助となるものです。

活用の手引きに記載例と記載手順があるので、参照して作成します。

※様式2（防災体制）の内容を転記してください。

5. 避難訓練の実施について

参照)活用の手引き 第9章(p54~60)

地域防災計画に定められた要配慮者利用施設は、水防法や土砂災害防止法に基づき、避難訓練を実施する必要があります。原則として年1回以上の訓練を実施し、訓練実施後は1か月以内を目安に市に報告してください。

主な訓練としては、以下の種類があります。

訓練の種類	概要
立退き避難訓練	避難確保計画に定めた施設外の避難先に施設利用者を立退き避難させる訓練。一般的には、施設職員や施設利用者、避難支援協力者が参加して実施します。
屋内安全確保訓練	避難確保計画に定めた施設内の避難先に施設利用者を垂直避難させる訓練。一般的には、施設職員や施設利用者、避難支援協力者が参加して実施します。
図上訓練	上記の立退き避難訓練や屋内安全確保訓練を、図上で行う訓練。次に記載の情報伝達訓練等と合わせて行う場合があります。高齢者施設等の施設利用者の身体的負担の軽減を考慮し、訓練参加者を施設職員や避難支援協力者に絞った訓練の一つ。
情報収集、情報伝達訓練	避難確保計画に定めた内容や担当者のそれぞれの役割を踏まえ、想定する災害シナリオに基づき、情報収集や情報伝達を行う訓練。訓練参加者を施設職員や避難支援協力者に絞った訓練の一つです。
避難経路等の確認訓練	現地を実際に見て、避難確保計画に定めた避難先や避難経路の安全性等について確認する訓練。訓練参加者を施設職員に絞った訓練の一つ
設備や装備品、備蓄品、持ち出し品等の確認訓練	避難に必要な設備や装備品の点検や備蓄品を確認、立退き避難先への持ち出し品を実際に準備する訓練。訓練参加者を施設職員に絞った訓練の一つ。

～各種提出について～

6. 避難確保計画の提出

避難確保計画を作成（変更）した場合は、以下の提出先にメール、郵送または持参で提出してください。

※メールの場合、受信容量の制限があるため、**6MB以下**でお送りください。

<提出先>

豊明市役所 防災防犯対策課 防災・消防係

〒470-1195 豊明市新田町子持松1-1

Mail : bousai@city.toyoake.lg.jp

(エルジー)

<提出物>

- ① 避難確保計画作成（変更）報告書 1部
- ② 避難確保計画 1部

※消防計画に追記して避難確保計画を作成した場合は、消防署にも併せて消防計画変更の届出を行ってください。

※避難確保計画作成（変更）報告書様式は、市ホームページに掲載しています。

7. 避難訓練実施結果報告の提出

避難訓練を実施した場合は、訓練実施後の概ね1か月以内を目安として、以下の提出先にメール、郵送または持参で報告書を提出してください。

<提出先>※同上

豊明市役所 防災防犯対策課 防災・消防係

〒470-1195 豊明市新田町子持松1-1

Mail : bousai@city.toyoake.lg.jp

(エルジー)

<提出物>

訓練実施結果報告書 1部